認定こども園自己点検・自己評価の手引

兵庫県

平成30年2月
平成30年4月改訂
平成31年4月改訂
令和 2 年8月改訂
令和 3 年6月改訂
令和 4 年4月改訂
令和 5 年4月改訂
令和 6 年4月改訂
令和 7 年4月改訂
令和 8 年4月改訂

認定こども園自己点検・自己評価の手引

目　　次

１　自己点検と自己評価の目的 ……1

２　自己点検・自己評価の考え方

(1)　自己評価と自己評価 ……1

(2)　自己点検等の評定（基準）の考え方 ……1

(3)　認定こども園の自己評価に係る規定 ……2

３　自己点検・自己評価の実施方法

(1)　自己点検・自己評価リストの構成 ……2

(2)　実施方法とレベル ……2

４　自己点検・自己評価の進め方 ……4

５　公表

(1)　公表の意義 ……5

(2)　公表の方法等 ……5

６　自己点検・自己評価の手引やリストの改善 ……5

〔参考資料〕

○　別表（認可・認定基準等の整理表） ……6

○　根拠法令等

(1)　法令等一覧 ……10

(2)　関係条文等 ……13

1　自己点検・自己評価の目的

認定こども園の自己点検・自己評価の手引及びリストは、『認定こども園の適正運営・再発防止のための指針（平成 29 年７月）』に基づき、認定こども園の適正な運営や、質の向上を図るため、これを活用した各園での自己点検を効果的・効率的に推進することを目的に作成しました。

園長等のリーダーシップの下、自らが提供する教育や保育、運営等の点検や検証を行い、現状を正確に把握・認識した上で、組織的に自己評価を行い、保育の質の向上につなげます。

また、その結果を公表し、保護者や地域等に対する情報公開が推進されることで、園運営への理解や信頼、保護者や子どもの安心等の更なる確保が期待されます。

2　自己点検・自己評価の考え方

(1)　自己点検と自己評価

「自己点検」とは、組織内部の人が一定の評定基準に従って客観的に点検を行い、現状を正確に把握・認識することをいいます。また、「自己評価」とは、自己点検の結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点などについて、組織的な評価を行うことです。

例えば、園長等の管理職と保育教諭等の職員とでは、自己点検の結果が違う可能性がありますが、結果の差を職員間で話し合い、組織的な評価を行うことは、改善活動や意識の共有につなげていく契機にもなります。

(2)　自己点検等の評定（基準）の考え方

自己点検・自己評価リストでは、Ａ～Ｄの４段階で点検することとしています。このうち、Ａ（適正）は目指すべき状態です。Ｂ（一部検討を要する）は一部に課題があり、Ｃ（改善を要する）は課題が大きい状態です。また、施設の種別等により、Ｄ（対象外）になる場合もあります。

点検結果で、Ｂ又はＣがある場合は、これらを改善していく活動が必要です。

なお、認可基準等の項目において特例が適用されて適正な場合は、Ａを選択してください。

(3)　認定こども園の自己評価に係る規定

幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 23 条及び同施行規則第 23 条により、自己評価及びその結果の公表に係る義務が規定されています。

幼稚園型認定こども園は、学校教育法第 28 条、第 42 条及び第 43 条と同施行規則第 39 条及び第 66 条により、自己評価及びその結果の公表に係る義務が規定されています。

保育所型認定こども園は、児童福祉法第 45 条第１項及び法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例第７条第４項により自己評価に係る義務が規定されており、公表に係る努力義務が同条例同条第５項に規定されています。

地方裁量型認定こども園についても、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項及び第４項の規程に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の第８の６及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第 16 条により自己評価等について規定されています。

3　自己点検・自己評価の実施方法

(1)　自己点検・自己評価リストの構成

自己点検・自己評価リストは、「運営編」50 項目、「会計編」18 項目及び「労務編」26 項目で構成しています。「運営編」では、主に認可・認定基準のほか、教育及び保育の内容や全体的な計画、健康・衛生管理や事故防止・安全対策のほか、食事提供に係る取組等を点検します。「会計編」では、各園における日常的な会計管理や出納事務、保護者徴収金を点検します。また、「労務編」では、主に人事管理等を点検します。

(2)　実施方法とレベル

自己点検は、担当する職員レベルによる職員点検（一次点検）と、その結果に係る確認等を含めて園長等を中心として行う園全体としての組織点検（二次点検）との２段階で進めることが望まれます。

初めに、職員点検の担当者を指定してください。例えば、運営規

程や職員の数等の項目は副園長や事務長等の管理職を、保育の内容やその記録、事故防止・安全対策等の項目に関しては実務を担っている主幹保育教諭等を指定するなど、園の実情に応じて決めてください。

職員点検は、担当する各職員レベルで取り組む場合もあれば、チームレベル（担当単位等）で取り組む場合もありますが、どちらの場合でも、点検に当たっては、園の目標や理念等に照らし、自らの現状を正確に把握・認識することが大切です。

職員点検の後、園長等のリーダーシップの下、点検に係る課題や改善の取組を検討するなど、職員の協働性を高めながら組織点検を行うとともに、自己評価（組織評価）を行うことが大切です。

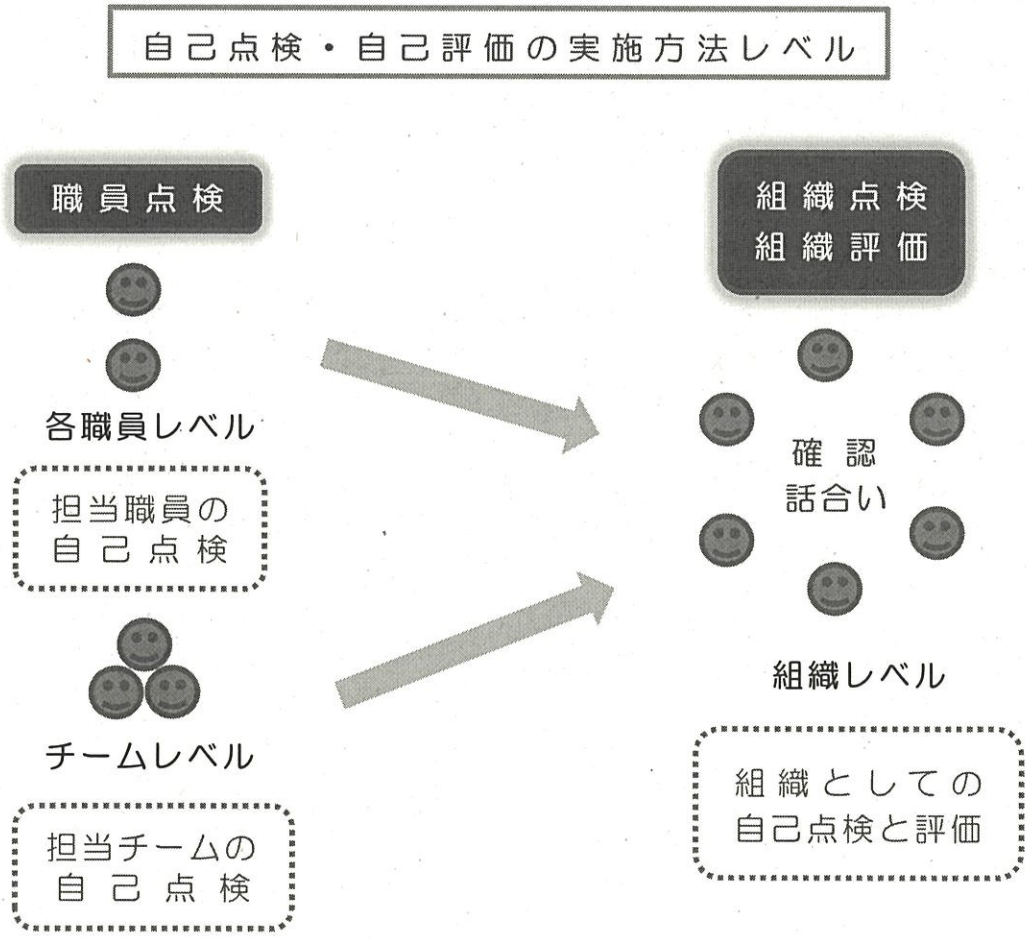

4　自己点検・自己評価の進め方

自己点検・自己評価の実施時期や日程等は、各園の実情に応じ、適切な時期に、少なくとも年１回以上は、実施することとしてください。

県あての各種報告書の提出期限を基に、進め方のスケジュールを例示すると下図のようになります。これを参考に、各園において適宜、計画的に進めるよう努めてください。

自己点検・自己評価の進め方（例）

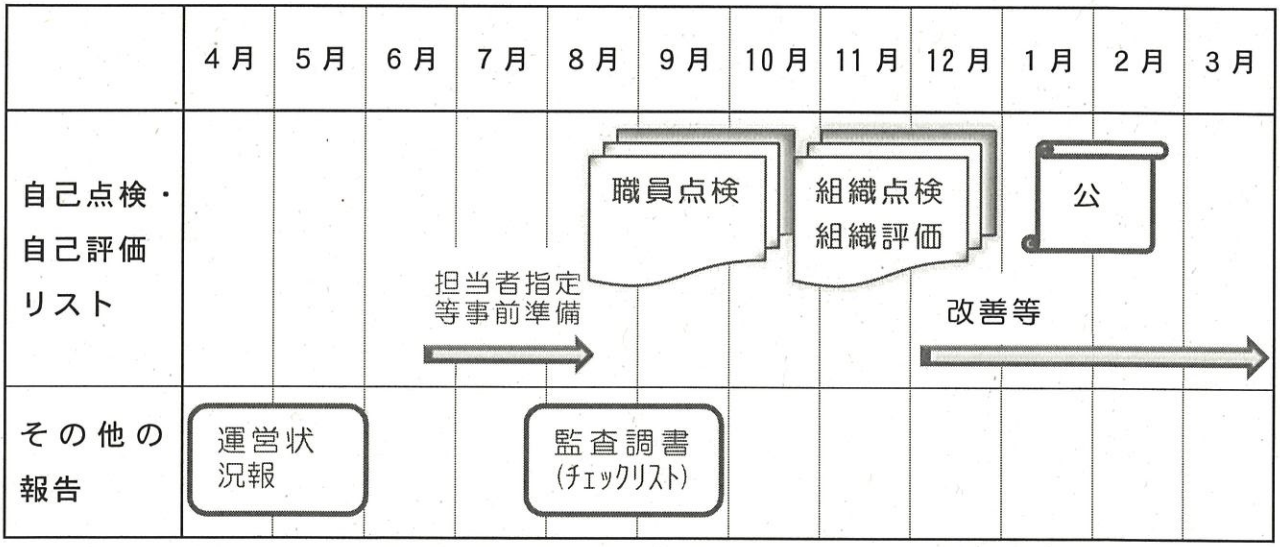

※　自己点検・自己評価リストは、提出の必要はありません。

※　運営状況報告書は、毎年５月末日期限で、各園の運営の状況に関し、県こども政策課あて提出が必要です（政令市の全類型及び中核市の幼保連携型を除く）。

※　監査調書（チェックリスト）は、毎年８～９月期限で、指導監査を担当する県健康福祉事務所あて提出が必要です（政令市・中核市以外の幼保連携型及び保育所型）。

5　公　表

(1)　公表の意義

自己点検後、その結果を踏まえ、今後の課題や改善方策等を組織として取りまとめて評価を行い、公表することにより、組織的かつ継続的な改善が促進できます。

また、保護者や地域等に対する情報公開が推進されることで、園運営への理解や信頼、保護者の安心等の確保が期待されます。

(2)　公表の方法等

公表は、各園のホームページや園だよりに掲載するほか、保護者会等での配布や施設内で自由に閲覧できるところに置いておくなどの周知方法があります。

なお、公表に当たっては、個人情報の保護に十分留意してください。

6　自己点検・自己評価の手引やリストの改善

認定こども園の適正な運営や質の向上に向け、自己点検・自己評価の手引やリストについても充実・改善等を行っていく予定にしていますので、関係者からの積極的な意見をお願いします。

〔報告先〕

兵庫県福祉部こども政策課こども育成班
認定こども園・保育所等ホットライン担当

電話番号　０７８－３４１－７７１１　内線７３５５３

E-mail　kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp

認可・認定基準等の整理表

別

〔参考資料〕

認定基準等の項目等			準拠する認可基準	幼保連携型（認可）	幼稚園型（認定）	保育所型（認定）	特定認可外保育施設型（認定）
対象児童		0～2歳児		保育を必要とする子ども			
		3～5歳児		全ての子ども			
基準	職員配置	0～2歳児	〈保育所基準〉	0歳児　概ね3人につき1人 1、2歳児　概ね6人につき1人			
		3～5歳児	〈保育所基準〉	3歳児　概ね15人につき1人 4、5歳児　概ね25人につき1人 （3歳児は令和10年3月31日まで、4，5歳児は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき当分の間この規定は適用しない。）			
	学級編制	3～5歳児	〈幼稚園基準〉	3、4、5歳児は1学級30人以下（学級担任は専任） **3歳児は1学級25人以下。ただし、3歳児で1学級25人を超えて30人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人を加配（県独自）**			
	職員資格	園長		教諭免許状（専修又は一級免許状）・保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者。 ※「同等の資質」を有する者も可	教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有する者。		
		職員 0～2歳児	〈保育所基準〉	保育士資格・幼稚園教諭免許の併有 ※法施行15年間は、保育士資格・幼稚園教諭免許のいずれかの資格で可	保育士資格		
		職員 3～5歳児	幼稚園基準及び保育所基準		保育士資格・幼稚園教諭免許の併有又はいずれかの資格を有すること		
		学級担任	〈幼稚園基準〉		幼稚園教諭免許 ※保育所型、特定認可外保育施設型については、特例あり。		
		教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者	〈保育所基準〉		保育士資格 ※幼稚園型、特定認可外保育施設型については、特例あり。		
		〈配置基準〉		〔必要な職員の種類〕 （ア）必置職員 ○園長　○保育教諭　○学校医 ○学校歯科医　○学校薬剤師 （イ）例外的に置かないことができる職員 ○調理員（1名以上は調理師又は栄養士、管理栄養士 （ウ）園長が園長資格8(3)該当の場合に必置となる職員 ○副園長（又は教頭、主幹保育教諭） 幼稚園教諭免許・保育士両方が必要	〔必要な職員の種類〕 （ア）必置職員 ○園長　○保育教諭 ○学校医 ○学校歯科医　○学校薬剤師	〔必要な職員の種類〕 （ア）必置職員 ○施設長　○保育士 ○嘱託医 （イ）例外的に置かないことができる職員 ○調理員（1名以上は調理師又は栄養士、管理栄養士	〔必要な職員の種類〕 （ア）必置職員 ○園長　○保育教諭　○学校医 ○学校歯科医　○学校薬剤師 （イ）例外的に置かないことができる職員 ○調理員（1名以上は調理師又は栄養士、管理栄養士 （ウ）園長が園長資格8(3)該当の場合に必置となる職員 ○副園長（又は教頭、主幹保育教諭） 幼稚園教諭免許・保育士両方が必要

別　表

認可・認定基準等の整理表

認定基準等の項目等				準拠する認可基準	幼保連携型（認可）	幼稚園型（認定）	保育所型（認定）	特定認可外保育施設型（認定）
基準	施設設備	園舎	3～5歳児	〈幼稚園基準〉	①1学級：180㎡ 2学級以上：320＋100×（学級数－2）㎡ ②満3歳未満の園児数に応じた保育室等の必要な面積 ①と②を合算した面積 **うち保育室53㎡以上、遊戯室（原則専用）を100㎡以上確保（県独自）**	1学級：180㎡ 2学級以上：320＋100×（学級数－2）㎡		
			既存施設特例	－	保育室等の基準を満たすときは適用なし	－	保育室等の基準を満たすときは適用なし	
		保育室等	0～1歳児	〈保育所基準〉	乳児室1人につき1．65㎡　ほふく室1人につき3．3㎡			
			2歳児		保育室又は遊戯室1人につき1．98㎡			
			3～5歳児		保育室又は遊戯室1人につき1．98㎡			
			既存施設特例	－	園舎の基準を満たすときは適用なし		－	園舎の基準を満たすときは適用なし
		調理室及び食事の提供	0～2歳児	〈保育所基準〉	調理室：必置	調理室：必置 **食事の提供：一定条件の下、園外からの搬入可（県独自）。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。**	調理室：必置	調理室：必置 **食事の提供：一定条件の下、園外からの搬入可（県独自）。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。**
			3～5歳児	－	調理室：必置 食事の提供：一定条件の下、園外からの搬入可。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。			
		〈施設基準〉			〔備えなければならない施設〕 ○保育室（2歳以上） ※3歳児以上の保育室は学級数以上 ○ 乳児室又はほふく室（2歳未満） ○ 遊戯室 ○ 職員室・保健室（兼用可） ○ 便所 ○ 調理室 ○ 飲料水用設備 ○ 手洗用設備、足洗用設備 ○ 園庭 ※同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則	〔備えなければならない施設〕 ○ 保育室 ※保育室は学級数以上 ○ 遊戯室 ○ 職員室・保健室（兼用可） ○ 便所 ○ 飲料水用設備 ○ 手洗用設備、足洗用設備 ○ 運動場 ※同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則	〔備えなければならない施設〕 ○ 保育室又は遊戯室（2歳以上） ○ 乳児室又はほふく室（2歳未満） ○ 医務室 ○ 便所 ○ 調理室 ○ 屋外遊戯場 ※近所の公園、神社の境内等で代替可	〔備えなければならない施設〕 ○保育室（2歳以上） ※3歳児以上の保育室は学級数以上 ○ 乳児室又はほふく室（2歳未満） ○ 遊戯室 ○ 職員室・保健室（兼用可） ○ 便所 ○ 調理室 ○ 飲料水用設備 ○ 手洗用設備、足洗用設備 ○ 園庭 ※同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則

別　表

認可・認定基準等の整理表

認定基準等の項目等			準拠する認可基準	幼保連携型（認可）	幼稚園型（認定）	保育所型（認定）	特定認可外保育施設型（認定）
基準	施設設備	園庭・屋外遊戯場	幼稚園基準及び保育所基準	①満3歳児以上1人につき3．3㎡ ②幼稚園基準（下記参照） ①と②を比較して大きくなる面積に2歳児一人につき3.3㎡を加算	①満2歳児以上1人につき3．3㎡ ②幼稚園基準（下記参照）に2歳児一人につき3.3㎡を加算 ①と②を比較して大きくなる方の基準を採用		
				〈幼稚園基準〉（3～5歳児） 2学級以下：330＋30×（学級数－1）㎡ 3学級以上：400＋80×（学級数－3）㎡			
		既存施設特例	－	保育所は、①の基準で可 幼稚園は、②の基準で可	**①又は②いずれかの基準で可（県独自）**		保育所基準及び幼稚園基準のいずれかの基準で可
		設置場所特例	〈保育所基準〉	同一敷地内又は隣接地 （当分の間、一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可）	（同一敷地内又は隣接地）	一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可	
				移動の安全確保を明文化（県独自）		**移動の安全確保を明文化（県独自）**	
	教育及び保育の内容　等			「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の目標が達成されるよう、教育・保育の提供　等	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえ、「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の目標が達成されるよう、教育・保育の提供　等		
	子育て支援事業			**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条各号に掲げる事業又は知事が別に定める事業（県独自）**			
変更届の提出先	神戸市・姫路市・尼崎市 西宮市・明石市に所在する施設			神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市・明石市の各市			
	上記以外の市町に所在する施設			県健康福祉事務所	県こども政策課	県健康福祉事務所	県こども政策課

別　表

認可・認定基準等の整理表

認定基準等の項目等	準拠する認可基準	幼保連携型（認可）	幼稚園型（認定）	保育所型（認定）	特定認可外保育施設型（認定）
根拠法令等		認定こども園の認可等に関する条例			
		幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 学校保健安全法 法令の規定により条例に委任された社会福祉等施設の基準等に関する条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 幼稚園設置基準 学校保健安全法	児童福祉施設最低基準 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例	認可外保育施設指導監督基準

（注）「保育所基準」･･･保育所の認可基準をいう。「幼稚園基準」･･･幼稚園の認可基準をいう。

（注）政令・中核市が所管する認定こども園は、所管市の認定基準等を確認すること。

※学級編成について。令和８年４月１日時点で現存するこども園については、令和14年３月31日までは従前の例によることが出来る特例あり。

〔参考資料〕

○ 根拠法令等

(1) 法令等一覧 ≪関係条文等は13頁以降に記載≫

○ 基本法令等

① 法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律…… 13
② 法施行令：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律施行令…… 15
③ 法施行規則：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則…… 16

○ 設置運営基準・要領等

④ 幼保運営基準：幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準…… 20
⑤ 認こ運営基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項及び第４項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準…… 25
⑥ 特定運営基準：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準…… 32
⑦ 最低基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準…… 36
⑧ 幼保教育・保育要領：幼保連携型認定こども園教育・保育要領…… 41
⑨ 幼稚園教育要領…… 41
⑩ 保育所保育指針…… 41
⑪ 幼保連携型認定こども園園児指導要録：幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について〔平成30年３月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省通知〕…… 41
⑫ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説　（平成30年３月改訂）…… 41
⑬ 保育所保育指針解説　（平成30年２月改訂））…… 42
⑭ 乳児保育通知：保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について〔平成10年４月９日厚生省児童家庭局長通知〕…… 42
⑮ 府子本第143号、元初幼教第15号、子保発0221第４号：認定こども園における利用園児がいない時間帯の職員配置の考え方について〔令和２年２月21日内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知〕…… 43

○ 県法規等

⑯ 県条例：認定こども園の認可等に関する条例…… 43
⑰ 県規則：認定こども園の認可手続等を定める規則…… 47
⑱ 基準条例：法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例…… 48
⑲ 保育所・認定こども園における職員配置基準の緩和の特例の適用期間延長について〔令和７年１月27日県こども政策課長通知〕…… 48

○ 学校教育関係

⑳ 学校教育法……51
㉑ 学校教育法施行規則……51
㉒ 学校保健安全法……52
㉓ 学校保健安全法施行規則……53

○安全管理等

㉔ 消防法……54
㉕ 児童虐待の防止等に関する法律……55
㉖ 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン……55
㉗ 児童福祉施設における業務継続ガイドライン……55
㉘ 保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)　(2023(令和５)年５月一部改定・10月一部修正)……55
㉙ 児童福祉施設における感染症対策マニュアル……55
㉚ 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)……55
㉛ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン……55
㉜ 保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項……55
㉝ 苦情解決仕組み指針通知：社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について〔平成12年６月７日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知：平成29年３月７日改正〕……55

○ 給食関係

㉞ 健康増進法……58
㉟ 健康増進法施行規則……58
㊱ 食品衛生法……58
㊲ 厚生労働省令第132号：厚生労働省関係構造改革特別区域法第35条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令……59
㊳ 子発0331第１号、障発0331第８号：児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について〔令和２年３月31日厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知〕……59
㊴ 子母発0331第１号：児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について〔令和２年３月31日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知……61
㊵ 児発第86号：保育所における調理業務の委託について〔平成10年２月18日厚生労働省児童家庭局長通知〕……63
㊶ 雇児発第0601号第４号：保育所における食事の提供について〔平成22年６月１日厚生労働省児童家庭局長通知〕……65
㊷ 保育所における食事の提供ガイドライン……67
㊸ 大量調理施設衛生管理マニュアル……67

○労働・処遇関係

㊹ 労基法：労働基準法 …… 67
㊺ 労働安全衛生法 …… 79
㊻ 労働安全衛生規則 …… 79
㊼ 労働契約法 …… 80
㊽ 男女雇用機会均等法：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 … 80
㊾ 育児・介護休業法：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 81
㊿ 処遇改善等加算通知：施設型給付費等に係る処遇改善等加算について〔令和７年４月11日（令和７年９月２日　一部改訂）〕こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知 81

○ その他

51 児童福祉法 …… 81
52 子ども・子育て支援法 …… 82
53 一括法：地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 …… 82
54 事業者向けＦＡＱ（よくある質問）【第７版】 …… 82
55 保育士特定登録取消者管理システムの運用開始に向けて …… 83
56 こ成基第42号：保育士による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針について〔令和５年３月27日（令和６年３月29日一部改正）厚生労働省子ども家庭局長通知〕※一部抜粋 … 83
57 児童生徒等に対し性暴力を行った教員への厳正な対応について …… 83
58 保育所等における低年齢児の健康診断に関する取り組み事例集 …… 83
59 保育所や幼稚園等における 虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン …… 83